八幡事業所 Tel. Fax 672-7595 sawayaka@eagle.ocn.ne.jp 小倉事業所 Tel.Fax 647-3210 sawayakakokura@violin.ocn.ne.jp HP: http://www.npo-sawayaka.net



さわやか

2016年5月30日

第232号

行 者 発 特定非営利活動法人通院介護センター B わ カン

差

別

解

消

条例

の

必

性

に

(1

7

差別解消条例を前向きに

考えるための勉強会

事になりました」と経 考えていきたいということで 話されました。 回に分けて勉強会をする 消条例について前向 会で障団連として、 務局長から 障 . 団 連 どの古賀 「二月の全 きに 差別 緯 由 美 を

拶があり 性に した。 リット等、 皆さんと一緒に勉強をし な条例であれば があり、勉強会に入りまきたいと思います」と挨 は 続いて障団 ついてメリット 「差別解消 また、 連 条例の必 () 0 どのよう いのかを 北 -やデメ 原守 て 要

講師に、 特 定 非 営 利 活 動

センター 法 人自立生活 ぶる

前九時 役所七時

九時より小倉事業

より小倉事業所、午時七十二会議室で午

几

月十九日

(火)

北九州

市

全

ての領収書、

「さわやか」の八幡

事業

するものです。

成二十七

年度

北

九州市

(7)

比

IJ

グ

が

を考える勉強 平氏を迎えて 話 会』と題して 解消法と条例 むの が 障害者差別 あ 田 ŋ 中雄 ま

共同

作業所の

所の北九州市

ローアリングが日障害者小規模

 \mathcal{O}

前十時三十分より八幡事業

文です。 者と不当 を理由として障害者で 関等と民 第七条と第八条で を禁止すると書か してはい 番の 害者 「な差別的 け 間 ポ 事業者 イント ない 差 別 .』という条 解 取扱 れて 者でなる。 は、 は、 消 いないをい いる 差別中 害機

提供しなければならないと義務も過重な負担でない限り 7 者には努力義務にとどま なっていますが、 いう行政機関は法的義 また、 1 、ます。 合 1理的配 民間事業 慮 0 務と 提 0 供

両日共、約七○名の参加があり「さわやか」から貞谷、高原、梶原が参加しました。主催の『障害者差別解消法と条例を考える勉強会』が二回にわたり開催されました。西部障害福祉会館(コムシティ)で北九州市障害福祉団体連絡協議会(以下障団連)四月十四日(木)十八時からウェルとばたで、五月八日(日)十三時三○分から四月十四日(木)十八時からウェルとばたで、五月八日(日)十三時三○分から四月十四日(木)十八時からウェルとばたで、五月八日(日)十三時三○分から

該 L 当 カン Ļ す れ ば 提 過 供 重 な負 義 務 は担 免

案に することができます。 徴 除 て、 求や助言、 次に紛争解 されます。 関して大臣による報告 民間事 指導、 業決 者 0) 仕組み 勧告 事

障害者差別解消

支援地域協議会を創る

ワ め | の 障害者差別解消 会を 0) 障 クとして、各 取り組みを行うネット 害者差別を解消するた 創るように ラに呼びかけ 各地域に、 け 協

> 準備を進めています 条例の て、 制作過程や身 北 九州市 でも

差別解消法の課題として、 影響をあたえます。 施行の三年後の見直しに 発」になり、 関係機関での紛争解決が ①差別の定義が不十分で、 差別解消 法 好

間接差別と関連差別が明記さ れていない

民間事業者は法的義務では

は通用されない しかも、特に必要があると

認めるときに限定される

作

近

Ĺ

IJ

②合理的配慮に関しては

動

す

の

分であり、行政機関の事案に 内容が明記されていない く努力義務にとどまっている ④紛争解決の仕組みが不十 ③差別的取扱い等の具体的

があります。

を確認していただきました。 事業計画書、予算書な申請書については今年 多少の訂正がありましたが、 業所とも無事に終了 予算書など 度 B 前十時から小倉事 午

どのアドバイスや意見交換な 規模作業所の環境・作業の実 来、初めてお見えになり、小宏氏が「さわやか」の開所以 援担当小西康平係長と道下佳 障害福祉部、障害 見ていただいて改善する所な 態などをみていただきました。 者就労支援室の支 業所に保健福祉 が出来れば良いと思います。 今後も作業所の現場を直に

る

今回条例に盛り込みたいもの

は

理念

法の啓 な

であること Ⅱ【目的】 社会により活力を与えるも はないこと 制裁を加えようとするもので 組みの重要性 ①行為規範(人々が行 ③差別の解消がこれからの ②相手方を一方的に非難 ①差別の解消に向けた取

とし、迅速に問題を解決する 提供することが求められる。 別に当たるのかの判断の物差 のほか、民間事業者、私人も含 る際の判断基準)の提示 た社会全般に対して、何が差 調停等の話し合いを出発点 ②紛争解決手段の提示 条例は、市に従事する公務員

③市の責務

である。

仕組みを創設することが重要

きである。 等に関わる市の責務を定める 差別の防止、啓発、 ことも条例の目的に掲げるべ 紛争解決手段 の提示も含め 相談体制

実現に資することを明記すべ と平等が図られる共生社会の条例が差別を解消し完全参加 きである」と話され四月十 時二十分に終了しました。 の第一回目の勉強会はご 以上の措置を講ずることで、④共生社会の実現 应

をみていただきました。 告書については 出 勤簿など に 元帳 終 二十八日 (木)

たしました。 後 兀 四月二十六日 火

年 実績報告書及 交 平小 -成二十七/規模共同 び 平成 を 提 出 両

事

作業所補助金の平これは障害者が

ありました。

時 から八幡 事業 所



(1 生活を送 る為 **0**

晴

ら

し

4 生社 会を作 3

う

だきました。 口 ムシティ) 6 「よ り を迎えて話をし 引き続き講 障 (目) 十三 口 害者 目 で行 0 福祉 勉 わ 師れ、 会館 こていた第一 分五分別 0

O III 条例に盛り込みたいも 禁止】 前回の続きとし 【障害を理由とする差別 て、 のは、 今 回

中で、差別には大きく四つ止に関して改正されていく 推進会議ができて、 に分類されます。 四年前に 障害者 制 差別禁

①直接差別

全腎協

結成四十

五周

年

兵庫県腎友会結成四十

五周年合同

記

念

大

新たな未来へ

笑顔の波を

神戸から

人と違う取扱いをすること ②関連差別 に障害のない人と違う取障害に関連することを理 障害に基づいて障害の な

扱いをすること ③間接差別

由

に障害のない人と違

ら~と題して問 庫県腎友会結成 二〇一六年度令

開催されました。「さわやか」・「成四十五周年の合同記念大会~~、全国大会が開催されました。今「(日)兵庫県神戸市で(一社)全「

か」からは岡、山田が参加しました。会「新たなる未来へ、笑顔の波を神戸か、今回は、全腎協結成四十五周年・兵全国腎臓病協議会(以下全腎協)の

表面的には中立 実は障害のある人 利益な効果が発生 なように

ピアホテルで開

四〇テーブル・三アルで開催された交

届 に

畑けてくれまにリオの風を

午後六時

から、

神

戸

1 0

登

場して会場

ン

バ

チームが

, ポ四 ー 日

大会に

先立

ち、

れました。 名刺交換や歓ぎ ジャズ演奏の どのテーブル 談 が ほ なさ かに れて んに

三六九

0)

出

「席があ

ŋ

イズで 本場ブラジ ル サ 0) サ ブ 定の配慮が必要ですが、 的な平等の確保には一 害のある人とない人 配慮の不提 供 そ (T) 必

質

為規 べきではないでしょうか。 条例の中に各則をもうける として また、 配 各則とは、禁止される差別 範 慮をしないこと の役割を求める以上、 (行動のものさし) 条例にて市民の 行

ものとなっています。 行為を生活場面ごとに定めた

は じめに条例を作った千

> 各自 きます。 委員会が事案を解決する為に、 ってほしい てほしいと申し立てがで、要な助言やあっせんを行 害者等は、 治体が作っている調整 知事に対し、

きます。と条文に書かれてすることを求めることがで 従わない時は、 理 差 を 11 L L 、ます。 由 別を解消するように勧告 次に調整委 たと認められる者が、 に調整委員会は、差別 なく助言やあっせんに 知 事に対して、 別

あ公 うり、 り、 表 勧告に従 する制度を作るべき 差別 解消 わな い場合に 法の 意 味 では

> 広 と思います。 げる為には 必 要 な 権 限

が模範となってい

ます

最も内容の良

為共 害 0 条例をつくろう

の進め方として

☆障団連として要望活動

☆幅広い人達に声掛

H

最後に古賀事務局長から 連として、これからの

運

動

条 が 決して、 深まると思います。

た内

事が最終的な目標です。 の共素

るとより障害に対する理 表彰をするような制度があ 例ではないと思うので、

差別をなくすため また、 北九州市に、 0 条

ある人とない人が

1容の良い障害を理由とし 最 例 t

するという趣旨の法律や決して、差別した人を非 | 共生社会を作るという 行う。 条例作りを検討する方向性を 十五時四十五分に終了しまし と思います」と話され、 連の総会に出席していただきた の三つの意見の中から各団体で話 働きかける。 協議会を障団連に委託して、 て一緒に活動をする。 し合い一つの意見にまとめて障団

☆障害者差別解消支援地

だ を作りましょう」と話さ

透析の した。 見大 舞い・激 分 地) 状況 震の んなどが 励 ことに • 被災 語 触 ら地れ れで ま のお

市川

和子先生による「

筋

崎医療福祉大学特任准教授、

のもとになるたんぱく質

事にご 肢 今 大 肢 算に尽力され 足 緯からこのたびの震災は 震災を経 人事ではないとのことでした。 末梢 の重症化予防」と題し、 神戸 年度の診療報酬 講 済・足 演会では 復興を果たしてきた 【彦先生による 市 動脈 一験しましたが 疾患指導管 学会理 ました日 「透析患者 武改定で 年 お事 話長本理 に 下 下 加 0) 他 経見大

でした。 を移動 事をすると 員参加のクイズ形式 していただきました。 上手な食べ 昼 食は出席者全員 し、 一 方」を、 いう壮 堂に会して 観なも 会場 が で 場 解 説全の肉 の食所

|性デュオ「ペペ」のコン 最後のアトラクションは、 午後は記念シンポジウム「四 サ

スカッションが行われました。 未来を考える」と題してディ 十五年のあゆみと透析医療の 閉会となりました。 トで盛り上がり、

ての セミナ 1 で は

全腎協の水本副会長が熊本・



なも

のでした。

でも

盛

記念大会はポ

目の合

トピアホー

ルで開催され、

二〇名が出席 流会は、

L

7

0)

大規

模